別紙－３０

ＩＣＴ活用工事（構造物工（橋梁上部））積算要領

１．適用範囲

本資料は、３次元設計データを活用した構造物工（橋梁上部）（以下、構造物工（橋梁上部）（ＩＣＴ））に適用する。

２．適用工種

・橋梁上部
・コンクリート橋上部

３．３次元設計データの作成費用

３次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「３次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での３次元データを活用した場合、発注者が貸与する３次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「３次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

４．３次元出来形管理・３次元データ納品の費用・外注経費等の費用

構造物工（橋梁上部）（ＩＣＴ）における出来形管理は、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を想定しているため、標記経費は計上しない。